

昭和初期の警視庁人事

— 組織内派閥の検討 —

野 間 龍 一

はじめに

昭和戦前期の政党内閣の下で、警察と政党は癒着を深めていった。大阪府警察官であった溝淵増巳の回想によれば、選挙において、警察署長は高等係（高等警察）に命じて、政党各候補者の予想得票数の調査をさせた。予想得票の誤りは署長や高等主任の進退問題に関わるため、野党系候補の違反を探す、有力者を別件で呼び出すなどの方法を使用して、予想得票数という「目標へ追ひ込む」。「高等係はかくして完全な選挙運動屋」になる。^①

桂園時代以降、政党が人事面での優遇を通して、内務官僚を自らの勢力に取り込む一方、内務三役（内務次官・警視總監・警保局長）や県知事に政党系官僚を配置して、内務省を掌握していた（内務省の政党化^②）。黒澤良によれば、政党化の背景には利権の掌握、警察による情報収集や選挙干渉によって、党勢拡張を図る政党の意向が

あった。とりわけ男子普通選挙を導入した昭和初期の政党内閣では、内務省・府県の幹部、そして地域的一般警察官までを含む広範なポストが党派的理由ですげ替えられた。^③ 升味準之輔や伊藤隆は昭和初期の政党政治を分析するにあたって、県部長以上の地方官、内務省局長以上の人事を詳細に分析し、所属する党派によって、官僚の身分が左右されていたことを明らかにした。^④

しかし警察組織は、高等文官試験に合格したエリート内務官僚（有資格者）と、府県の巡査として採用された一般警察官（無資格者）の二層に分かれていた。このような性質を持つ警察組織において、内務省の政党化がどのような影響を及ぼしたのかは明らかにされていないし、そもそも昭和戦前の警察組織の派閥構造も明らかにされていない。したがって、本論文では、昭和初期の警察組織の派閥が政党や政治活動の有無、更に非政治的な情誼や人間関係によって重層的に規定されていたことを明らかにする。そのうえで、警察内部の派閥が警察人事に及ぼした影響を把握する。本論文では、昭

和初期の警察人事・派閥に関する史料が豊富である警視庁を分析対象とする。また、史料としては『自警』(警視庁職員の知識啓発と精神修養のために発行された警察機関誌)⁽⁵⁾、「伊沢多喜男関係文書」、『東京朝日新聞』などの新聞報道、東京府会の議事速記録などを使用し、昭和初期の警察人事や派閥の力学を明らかにしたい。

一 警視庁警察署長の位置づけ

警視庁官制(大正一五年六月三日勅令第一四五号、第二八条)によれば、警視庁の警察署長には警視、警部が就任した⁽⁶⁾(以下では当時の用法に従い警視の警察署長を警視署長、警部の署長を警部署長と呼称する)。警視署長は一〇〇人、二〇〇人以上の署員が所属する大きな警察署の責任者であり、官庁街や繁華街がある東京市内に配置された。それに反して、警部署長は郊外の郡部、多摩地域、新島・八丈島・小笠原のような島嶼部に配置され、署員数も少ない傾向にあった。⁽⁷⁾このうち、警視署長に就任するには、以下の二コースが存在する。

(一) 文官高等試験に合格した有資格者(内務官僚)が就任するコース。

(二) 府県巡査として採用された後、昇進試験を突破して警察署長に累進するコース。

(一)が内務官僚のエリートコースであるのに対して、(二)は巡査からたたき上げた無資格者がたどるコースである。(二)のキャリアを築き上げた宮下弘(特高警察官)によれば、「巡査からはじめて警視になり、警察署長」になることを「高文の有資格者を別にすれば、まあ最高の出世ということになります」と評する。⁽⁸⁾つまり、巡査出身の警視署長は無資格者の中では最高の出世であり、多くの警察官の目指す地位であった。また、薄給で労働環境が劣悪であった警察官にとって、昇進は自らの生活を改善する数少ない手段の一つでもあった。⁽⁹⁾

二 警視庁警部・警視の人事傾向

警視署長になるためには、最下級の巡査を振り出しに、巡査部長、警部補、警部、警視という順序で昇進試験や詮衡をパスしていかなければならない。奏任文官特別任用令・判任文官特別任用令によれば、巡査は在職三年以上で、学術・実務試験をパスすれば警部補・警部に昇進する。更に警部は、高等試験委員の銓衡により警視へ昇進する。詮衡条件は①在職五年以上の警部・警部補であること、②判任官五級俸以上の俸給を受けた者となっており、判任官五級俸が支給される役職に就任することが、警視昇格の絶対条件となる。⁽¹⁰⁾

警視庁の場合、警部の役職は大きく分けて、本部課長、本部係長、

昭和初期の警視庁人事

表1 警視庁警部の役職と俸給一覽

俸給	給与額	本部役職	警部署長	署僚警部
3	110円	会計課長		
4	97円		目白、砂町	
4	95円	鑑識課長	杉並	
5	85円	警衛係長、主計係長、衛生係長、出納係長、秘書係長、捜査第一課第二係長、庶務課長、留置人係長、往復係長、統計係長、遺失物係長、防犯係長、監察官附、欧米係長、亜細亜係長、高等係長、用度係長、検査係長	谷中、日暮里、吾嬬、蒲田、目黒、代々木、原宿、府中、滝野川、大崎、青梅、大井、尾久、田無、町田、五日市、戸塚、大島、	西神田、洲崎、月島
6	75円	規画係長、医務係長、警務係長、車輛係長、警備係長、記録係長、安寧係長、警備隊副長、教養係長、捜査第二課第二係長、予防係長、特高課警部、保健係長、獣医、宮繕係警部、捜査第一課警部、警察練習所主事、監察官附、労働課第二係長、特高第二係長、捜査第二課警部、人事相談係長、内鮮課警部、欧米係警部、審査係長、風紀係長、警衛係警部、高等課警部、労働課警部、興行係長、車輛係警部、警備隊警部、審査係警部、警備係警部	葛飾、池袋、三河島、八丈島	亀戸、丸ノ内、象潟、渋谷、富坂、神楽坂、愛宕、坂本、錦町、中野、本富士、言問、大塚、淀橋、荏原、上野、南千住、久松、駒込
6	74円			四谷
6	73円	捜査第一課警部、警務係警部、亜細亜係警部、内鮮課警部、警備隊警部、交通係長、監察官附		早稲田、大森、万世橋、千住、寺島、三田、扇橋
6	72円	内鮮課警部、特高課警部、規画係警部	新島	両国、蔵前、表町、世田谷
6	71円	労働課警部、警備隊警部、内鮮課警部、亜細亜係警部、欧米係警部、特高課警部	小笠原	築地、厩橋、新場橋、丸ノ内
6	70円	内鮮課警部、亜細亜係警部		太平
6	69円	警務係警部、労働課警部		板橋、水上、麴町、鳥居坂
6	68円	警備隊警部、内鮮課警部		
6	66円	高等課警部、労働課警部		
7	65円	警衛係警部		
7	62円	欧米係警部		
7	61円	教養係警部		
7	59円	特高課警部		堀留
7	20円	文書課長		

【備考】 種村氏警察参考資料第36集「警視庁警部氏名並に俸給」（アジア歴史資料センター：A05020160700）、役職名や係名については『警視庁統計書 昭和9年』（復刻版 クレス出版 1999年）、『警視庁統計書 昭和10年』（復刻版 クレス出版 1999年）を参照して補足した。ただし原本不鮮明なため所属不明者が2名存在する。また警視庁文書課長が俸給20円である理由は判然としていないが原表の通りに翻刻した。また月島署は警部署長であるが原表に従って署僚警部として翻刻した。本資料の作成年月については原表に記載はなかったが、警視庁特別警備隊が1933年10月に設置され、高等課が1935年6月に情報課へ改称されたことから（警視庁総務部企画課編『警視庁年表 増補・改訂版』非売品 1980年、107-109頁）、1933年から1935年の間に作成されたと推測される。

表2 政権交代時の警察人事・昇格者内訳

〈政権交代時の警視昇格者の内訳〉			
人事発令日時	1927年6月	1929年7月	1932年1月～2月
内閣	田中政友会内閣	浜口民政党内閣	犬養政友会内閣
本部勤務警部 (係長、監察官附など)	9	5	4
警部署長	2	2	4
内務省からの出向	1	0	1
合計	12	7	9
〈政権交代時の警視庁警視人事〉			
人事発令日時	1927年6月	1929年7月	1932年1月～2月
内閣	田中政友会内閣	浜口民政党内閣	犬養政友会内閣
警視昇格者	12	7	9
復活組 (免官・休職からの復職)	2	5	9
免官・休職警視	12	10	14

【備考】 1927年6月7日『東京朝日新聞』朝刊7頁、1929年7月27日『東京朝日新聞』夕刊2頁、『自警』（第14巻第150号）1932年2月号128頁を参照して作成。

本部警部（各班の主任を務めるので主任警部とも呼称⁽¹¹⁾）、警部署長、署僚警部（警察署次席⁽¹²⁾）の五種類がある。このうち警視昇格が可能となる判任官五級俸以上には本部課長、本部係長、警部署長が該当した（表一）。

ただし、本部と所轄警察署のポストには格差があつて、本部課長、本部係長の方が警視昇格にあつては有利となつた。そもそも有能と評価された人間が本部に集められるため、本部への抜擢は警察内部での自身の地位を高めた。実際、警視庁人事では警視は主に本部勤務者から選ばれる傾向にあつた（表二）⁽¹⁴⁾。

反対に本部から所轄署へ転じることは左遷となつた。たとえば本部係長が警部署長に配されることは異例なケースか左遷と見なされた⁽¹⁵⁾。俸級面からみても警部署長は本部係長と同格かそれ以下のポストである。また警部署長の配置先は三多摩地域や新島・八丈島・小笠原のような島嶼部であり、警部署長へ任命されることは市中心地から遠ざけられることをも意味した。また俸級面では同格となる本部警部（主任警部）と、所轄署の署僚警部の間にも格差が存在した。署僚警部は、警部の「下積み」ポストであることが多かつたのである⁽¹⁶⁾。たとえば一九三〇年二月に警視庁は、署僚警部未設置の一〇署に署僚警部を新しく配置したが、任命された警部は警部補から昇任したばかりの「新米」であつた⁽¹⁷⁾。また署僚警部として経験を積んだ警部を本部主任警部に引き上げるルートがあり、本部主任警部から署僚警部に配転されることは、「下積み」ポストへの降格ともなり

かねない。最後に政党内閣期に濫用された文官分限令第一一条第一項第四号による休職⁽¹⁹⁾、更に上司により辞表提出を強要されるケース（表向きは「依願免官」と発表）が挙げられる。また不当人事に抗議する目的で辞表を提出した場合も、強制的な免官と同様に見なすことが可能である。

三 警察署長たちの「党派性」

ここでは、政党内閣下の警視庁警視署長たちの政党色を確認しておきたい。黒澤良によれば、田中義一内閣の鈴木喜三郎内相の下で月曜会が結成され、省内に政友会鈴木派が誕生した。そして内務省の要職のすべてを鈴木派が固めた。警視庁も警視総監宮田光雄を筆頭に、木島茂（警務部長）、久保田金四郎（刑事部長）ら鈴木派が要職を固めた⁽²⁰⁾。

そして鈴木派主導の下、一九二七年六月に警視庁警察署長人事が発令された。（以下、人事を主導した警視庁警務部長木島茂にちなんで木島人事と呼称する）。木島人事では警視署長江口治、立山合戦、多賀谷岩次郎、藪部久五郎、児玉勝一郎、関口仙右衛門、吉野弥三郎、八塚利三郎、加藤芳香、関口曾兵衛らが「依願」免官となった⁽²¹⁾。これらは表向き「依願」免官とされていたが、実際は木島警務部長に強要された結果であったという⁽²²⁾。『東京朝日新聞』によれば朴烈事件の関係者、立憲民政党と関係がある者が免官対象になったとい

う⁽²³⁾。また政友会系署長の復活人事も行われた⁽²⁴⁾。

浜口雄幸民政党内閣が成立した直後の、一九二九年七月人事では江口治、立山合戦、加藤芳香、百鳥喜一、宮田喜佐久の五名が警視庁警視として復活した⁽²⁵⁾。いずれも政友会内閣によって免官に追い込まれたメンバーであり（百鳥・宮田は他府県で更迭人事を受けている⁽²⁶⁾）、周囲からは民政党系と目された。

第二次若槻次郎内閣を経て、再度政友会を与党とする犬養毅内閣が成立する。内閣成立直後の一九三二年一月人事では、民政党内閣での復活組である江口治、立山合戦、八塚利三郎、百鳥喜一、民政党内閣期に警視昇格を果たした幹部が休職処分となった。民政党系署長の罷免が行われる一方で、民政党内閣期に罷免されていた警視署長らが多数復活した⁽²⁷⁾。民政党内閣期に罷免され、犬養内閣で復職した大串為八（駒込署長）は署内で『日本警察新聞』記者に対し、「茲処は民政党の巢窟だソラ若槻、幣原等々⁽²⁸⁾」と民政党に対する敵愾心とも取れる放言をしており、警察署長の間でも党派的な対立感情が生まれていたようである。

政党色を理由に免官された元署長たちの進路は大きく二つに分かれた。一つ目は政党の地方政治家に転じる進路である。二つ目は警察への復職を希望し、浪人時代に民政党の院外活動に従事するか、あるいは企業に再就職して生活費等を得るという進路である。田中内閣によって免官された民政党系署長の事例を見ると、前者を選んだ多賀谷岩次郎は一九二九年一月の東京市区議選挙で民政党候補

(日本橋区)として出馬、当選した。⁽²⁹⁾一方、八塚利三郎は後者を選択し、京成電車に就職して再起を窺っている。⁽³⁰⁾

以上の通り、政党内閣下の警察人事は政党の政権交代に連動していた。野党系の内務官僚が罷免され、与党系幹部が送り込まれる過程で、野党と関係する警察幹部が大量に罷免された。しかし、警察内部の人間関係や派閥は複雑であり、政党や政治活動には回収できない性質を有した。

四 警察内部における非政治的な関係性

政党や政党内閣に回収できない性質を持つ、非政治的な情誼や人間関係の事例としては八塚利三郎と西久保弘道の事例を挙げることができる。

八塚利三郎(愛媛出身、県立松山中学卒)

一九一〇年一年志願兵として野砲兵に入隊。一九一一年福島県
巡查拝命。一九一二年福島県警部補。一九一四年北海道警部補
として出向。一九一五年三月北海道庁警部。一九一六年一月警
視庁警部(芝愛宕、浅草七軒町署等に勤務)。一九一八年警察
講習所助教授。一九二四年警視に昇進、一二月本所向島警察署
長。一九二七年六月(田中政友会内閣期)免官、一九三〇年(浜
口民政党内閣期)警視庁警視として復職、菊谷橋警察署長。一

九三二年一月(犬養政友会内閣期)休職。⁽³¹⁾

八塚は巡査から警視へ果進した人物であると同時に、政友会内閣期に罷免→民政党内閣期に復活→政友会内閣期に罷免、というキャリアをたどった典型的な民政党内閣期警視署長である。『東京朝日新聞』によれば、八塚が民政党内閣期に目された理由は、西久保弘道と懇意の関係にあったからだといふ。⁽³²⁾西久保は第二次大隈内閣で警視総監を務めたほか、第一次若槻内閣で東京市長に就任した民政党内閣期警視署長である。⁽³³⁾しかし、八塚自身によれば、西久保との関係は政党活動や政党内閣に基づくものではなく、剣道の師弟関係に基づく非政治的なものであったといふ。

〔西久保〕先生が愛媛県の内務部長の時自分は松山中学校の四年生であつて、其の時から先生に剣道の教えを受け、先生が福島県知事の時には福島県へ、北海道長官の時には北海道へ、警視総監の時には東京へと、明治三十九年の夏から、お亡くなりになられた昭和五年の夏まで、三十有余年間、影の形に従うが如く先生の後を追いかけて、先生の御指導を受けた身である。⁽³⁴⁾

田中内閣で免官となった後、八塚は京成電車に就職し、警察への復職を待った(前述)。

やがて民政党政権誕生(浜口内閣成立)により、政友会内閣で罷

免された元署長たちに復活のチャンスが訪れる。たとえば、江口治は自らの元上司である湯浅倉平（第二次山本権兵衛内閣・警視総監）や赤池濃（加藤友三郎、清浦奎吾内閣・警視総監⁽³⁵⁾）などの推薦を取り付けて警視庁警視に復活、警視庁刑事部捜査第一課長へ就任した⁽³⁶⁾。西久保弘道もまた八塚利三郎の復職運動を行っているが、当時西久保は既に重度の腎臓病を患い（一九三〇年七月八日死去）、更に政治の世界からも事実上引退しており、西久保自身には八塚の復職を斡旋するだけの権力はもはやなかった。そのため西久保は八塚の復職を丸山鶴吉警視総監に依頼したが失敗し、内務省人事に影響力を持つ盟友・伊沢多喜男⁽³⁸⁾に直接助力を懇請せざるをえなかった。西久保は次の書簡を伊沢宛に書き送っている。

病中乱筆御免可被下候（中略）却説政友会時代ニ臧首の厄に遭ひたる署長之内八塚利三郎は老生数十年來懇意のものニ有之丸山ニも依頼致置候得共世間の風評は加藤八塚は復活六ヶ敷もようニ有之或は加藤は面目ニかけ斡旋するものある故出来得べきとするも八塚は駄目ならんとの話にて老生も閉口致居候様の次第何卒御高配相煩度区々一署長の進退ニつき彼は申上何とも申訳無之候⁽³⁹⁾

八塚の復職が困難であること、八塚と競合する元署長・加藤芳香の存在と、加藤を強力に支援する者がいることを西久保書簡は示す。

加藤芳香の経歴については、以下の通りである。

加藤芳香（愛媛出身、東京外国語学校中退）

一九一一年歩兵第六九連隊入隊（一九一三年満期除隊）、一九一四年石川県巡查、巡查部長昇進後、九月警察官練習所入所（一九一五年二月卒業）。一九一五年一二月警部補。一九一八年一月警部、石川県警察部保安課勤務。一九一九年金石警察署長。一九二一年六月内務属。一九二二年一月警視。北海道夕張警察署長。一九二四年一〇月大分県大分警察署長。一九二六年一月二月牛込早稲田警察署長。一九二七年六月（田中政友会内閣期）⁽⁴⁰⁾ 免官。

『日本警察新聞』によれば、加藤は松村義一（大分県知事、内務省警保局長を歴任⁽⁴¹⁾）によって警視庁早稲田警察署長に抜擢された人物であり、それが原因で田中内閣での免官処分繋がったと観測される⁽⁴²⁾。実際、加藤と松村は共に七日会（民政党系官僚グループ）に加盟している⁽⁴³⁾。したがって、西久保書簡で示唆された加藤の支援者は松村義一と推定される。病身の西久保とは対照的に、松村の政治的影響力は健在であった。松村自身が警視総監候補の下馬評に上がっただけでなく、自らの斡旋によって阿部嘉七（七日会員）を警視庁刑事部長に就任させるなど、警視庁人事に絶大な影響力を振るった⁽⁴⁴⁾。更に浜口内閣で復職した内務官僚の大半が七日会メンバーであるな

ど、七日会員の加藤芳香の復職には有利な状況が生まれていた。結果、一九二九年七月の警視庁人事で加藤の復職が決定する一方、八塚は復職に失敗した。松村と西久保の政治的影響力の差、そして七日会員である加藤と非会員の八塚という差が人事に明暗を分けたのである。(ただし、八塚も一九三〇年には警視庁菊谷橋署長として復活する⁽⁴⁶⁾)。

警察内部の派閥は政党や政治活動に還元できない複雑な性質を有していた。たとえば警視庁警察署長・八塚利三郎と内務官僚・西久保弘道の関係性は、剣道の師弟関係に基づく非政治的な関係であった。しかし、政党内閣下の警察人事では、人脈の有無によって当人の所属政党や党派を判断したため、政治的か非政治的かを問わず、野党系官僚と関係を有する警察幹部は一方的に罷免の対象となった。しかし、復職人事の場合、政党系警察幹部の間でもつながりを有する官僚の政治力や影響力の有無によって復職の可否が左右された。

この結果、同じ政党に関係を持つ(あるいは持つと見なされた)警察幹部の間でも、複雑な派閥対立や競争が生じ、警察人事をますます混乱に導いたのである。そして、有力な官僚による非公式な人事斡旋が警察人事の透明性と公平性を阻害していったのである。

当然ながら、警察官の間では政党人事への不満が強まっていく。たとえば犬養内閣による警察人事を前にして、『日本警察新聞』(八七九号)一九三二年一月では、如石生「警察漫談 城南逸人と語る」という匿名の対談企画が組まれた。対談者の素性については不明で

あるが、内容から警察関係者と推測される。ここでは田中内閣期の警察人事が嫌悪感と共に想起されている。

就きましては前政友会内閣(田中内閣)が遣った様な荒い療治をしないで事情已むを得ないもののみを唯其署を交替する位にしてすなヒドイ更迭を遣らない様に骨折つて頂けないでせうか

(中略)併し尤もぢやそれに違いない即ち初任八円乃至十二円十五円位の巡查から叩き上げて来て春風秋雨真に一生を警察界に捧げて日曜でも夜でも自宅よりも警察を楽しみにして出勤してゐて職務大事に職務以外には何もものもないものをチョン斬る様な事をしては實際国家の為に憂ふべき事ぢや政党政治の弊を矯めるにはコンナところから改めて行かなければ駄目ぢや(後略)

今の遣り方は實際困ります仮令へは高知の出身の警察官が居りませうあれは高知ぢや浜口ぢや富田ぢや斬つて仕舞へ其高知出身なるものは未だ嘗て浜口の門を窺いたこともないあれは鹿児島だ床次だ斬つて仕舞へ豈図らんや本人は床次と口を聞いた事もないのであります⁽⁴⁷⁾

薄給や激務に耐えてきた警察官を党派的理由(それも不確かな理由)で免官することへの不満が警察内部では燻っていたのである。⁽⁴⁸⁾

また、政党系幹部の復活者が多ければ多いほど新進登用の枠は狭まるため、その点でも現役警察官たちの不満を高めたであろう。

五 民政党による警察批判と限界

政治的な理由で警察幹部を入れ替えることは、警察の政治的中立性や組織の能率発揮を阻害するものとして、厳しい批判に晒された。とりわけ、政府・与党に警察を掌握され、警察による政治工作を受ける可能性が高い野党にとって、政府・与党を牽制するためにも警察批判は重要な意味を持った。

実際、田中内閣期の一九二七年一月には、西久保弘道東京市長（民政党系）が罷免される事件が起きた。政友会系幹部が統括する警視庁が、疑獄事件の摘発をほめかして民政党系市会議員を切り崩し、西久保を罷免に追い込んだ⁽⁴⁹⁾。当時、国政において野党であった民政党は東京府会や帝国議会で、警察の政治的中立性の喪失を批判し、政友会内閣を厳しく牽制した。また、一九二〇年代後半の東京では、不景気を背景に説教強盗と呼ばれる連続強盗犯や模倣犯の続出による社会不安が生まれていたことから⁽⁵⁰⁾、民政党による警察批判は、政友会へ偏重した警視庁が凶悪犯罪に対処する実力がないことを攻撃するものとなっていく。

一九二八年の東京府通常府会では、民政党府議が東京府支出の警察費案を巡って、警視庁幹部を厳しく糾弾する場面が見られた。石

和田八郎（民政党）は説教強盗検挙に至らない警視庁の不手際、共產党事件における検挙失敗などを批判した⁽⁵¹⁾。そして、永谷武右衛門（民政党）⁽⁵²⁾が警視庁の政党化を批判した。

最近警視庁ノ政党化ト云フコトデアリマス、（中略）是ハ所謂藩閥内閣時代政党ヲ操縦スルト云フコトノ必要カラ警視総監ヲ使喚イタシマシテ其権力ト背後ノ威力ヲ以テ政党ヲ操縦シタ時代ノ是ハ遺習ガ今日猶残ツテ居ルノデアリマス（中略）警視庁ガ陋習ヲ今尚用ヒテ居ルト云フコトニ至リマシテハ我々ハ実ニ内閣ニ向ツテ重大ナル一指ヲ染メナケレバナラヌト信ズルモノデアリマス⁽⁵³⁾

永谷は警視庁が「反対党ヲ切崩シ、反対党ヲ压迫シ、不正ナル手段ニ依ツテ反対党ノ勢力ヲ失墜」させるために行動しているのではないかと追及した⁽⁵⁴⁾。これに対し、警視庁官房主事・品川主計は「現在警視庁ガ政党化シテ居ルトハ考ヘテ居ナイノデアリマス」と政党化を一応否定したが、「抽象的デアリマスルケレドモ、私ノ所信ヲ申上ゲ」ると断つたうえで、以下のことを述べている。

全国ヲ通ジテ警察部長乃至警視庁ノ警視総監ノ権限トシテ高等警察ト云フ一項目ガ義務トナツテ居ルノデアリマス、ソコデ其高等警察ノ内容ト云フノハ唯政治上ノ動キヲ知ルト云フニ止マ

ルモノデアリマスルケレドモ、警察部長トナリ或ハ警視庁ニ付テ言ヒマスナラバ官房主事トナツタ者ハ多クノ場合ニ於テ、此機会ニ於テ大イニヤツテヤラウ、大イニ出世シタイ、斯ウ云フ考ヲ起シマシテ、往々ニシテ為スベキ範圍ヲ超エテ、職務ノ範圍ヲ超エテ大イニ策動ヲスルコトガアルノデアリマス、是ガ即チ時トシテ警視庁ガ政党化スルト言ハレル所以ダト考ヘルノデアリマス⁽⁵⁶⁾

結局、品川は「私ハ左様ナ考ハ毛頭持ツテ居リマセヌ」と自身の関与は否定したが、警視庁や警察の政党化を完全に否定することはできなかった⁽⁵⁷⁾。

一二月二三日には近藤誠一郎（民政党）が、一九二九年度警察費から機密費五万円の前減を要求する「府第二号議案中警察費ニ関スル調査委員少数者意見報告」を行つた⁽⁵⁸⁾。府会での口頭陳述で、近藤は東京府から支出した機密費が「東京府ノ治安維持ノ目的以外ニ政治的方面ニ」流用されていること、その根拠として「〔品川主計〕官房主事ガ委員会ノ席上ニ於テ、成程従来ハ自分ガ見テ以テ感心シナイト云フ方面ニ使ツテ居ルト云フ事実ヲ認メテ居ル」と述べた⁽⁵⁹⁾。ただし、機密費削減案は民政党側の足並みが乱れたため否決され、警察費は原案通りとなった⁽⁶⁰⁾。

一九二九年二月一六日の第五六回帝国議会衆議院本会議では、横山勝太郎（民政党、東京府第一区⁽⁶¹⁾）らにより「帝都ノ安寧秩序ニ関

スル決議」が提出された。また高木益太郎（民政党、東京府第三区、『法律新聞』創刊者⁽⁶²⁾）は説教強盗などの強盗多発による社会不安、警察の捜査能力の低さを糾弾したうえで、原因を警察の政党化に求めた⁽⁶³⁾。

何が警視庁ノ一番ノ欠陥デアルカト言ヘバ、政治ニ偏スルコトガ悪い、（中略）此内閣〔田中義一内閣〕ニナツタ時ドウ云フコトヲヤツタカト云フト、一度二十七警察署長ノ免官休職ヲ命ジタ⁽⁶⁴⁾

つまり、政治警察への偏重（市民の身体や財産保護の軽視）や適性を無視した党派人事の結果、警察活動に障害が生まれたというロジックである。もちろん、前述の浜口内閣下の警視庁人事で明らかになり、民政党もまた党派人事をしているため、これらの批判は民政党政権にも当てはまる。ただ、東京府会における論戦では、民政党の追及を受けた警視庁幹部が政治的偏向を部分的に認めるなど、政治的中立性を喪失していた現状が明るみにされた点で成果があった。

六 警察精神作興運動下の肅正人事と限界

五・一五事件後、党派人事と警察不祥事の多発により、危機感を

深めた松本学（内務省警保局長）ら内務省「新官僚」、そして特高警察が政党勢力の排除と綱紀粛正のため、警察精神作興運動を積極的に展開した。⁽⁶⁵⁾三輪泰史によれば、警察精神作興運動は①警察に対する政党の影響力を徹底的に排除し、「陛下の警察官」としての国家的全体的立場に立つ、②警察官が鋭敏な情勢認識（国家「革新」を目指す認識）をもつべきであるとする、③民衆に対する保護・善導の重視という特徴を持つ。⁽⁶⁶⁾三輪によれば警察精神作興運動の結果、愛知や大阪をはじめとする府県で政党系警察幹部の更迭・綱紀粛正が行われ、一定程度の効果が有り、また警察官の士気向上も見られたという。⁽⁶⁷⁾確かに、政党による党派的人事異動が、警察関係者にとっては不公正であると受け取られていたことに鑑みれば、政党色に基づき人事の廃絶は警察官の士気向上に役立ったことであろう。しかし、警察組織から政党勢力の一掃が行われたとしても、警察内部の派閥が政治的・非政治的な関係性を併せ持った重層的な構造である以上、内務官僚による非公式な人事斡旋は残り続けることになった。警察精神作興運動に関与した松本学自身も、官僚による非公式な人事斡旋を不思議とは思っていない。

署長の身上について相談を受け、吉田前市長に産業組合の方に世話して貰うやう訪問して頼んでおいた（『松本学日記』一九三五年四月九日条⁽⁶⁸⁾）。

警察幹部の再就職先を確保するために、内務官僚の非公式な人事斡旋が大きな影響力を振るったのである。警察精神作興運動により官僚の反政党意識は高まったが、警察の人事刷新においては政党系勢力の排除にとどまり、非公式な人事斡旋を非とする風潮は生まれなかったのである。

おわりに

昭和初期の政党内閣下で、警察人事は政党色にとどまらず、有力な内務官僚との結びつきにより左右された。高等文官試験に合格したエリート内務官僚と、巡查出身の一般警察官が結合して派閥を構成、親分である内務官僚の政党化に合わせて、一般警察官たちも政党色を帯びた。しかし、内務官僚と一般警察官の関係性は政党や党派によって決まるだけではなく、非政治的な関係性に基づいた重層的なものであり、警察内の派閥構造は極めて複雑なものとなった。

その結果、浜口雄幸民政党内閣での警視庁警察署長人事では、つながりのある官僚の政治的影響力の差が、元署長たちの復職に大きな影響を及ぼした。一方、政党内閣下の政党色による警察署長の任免は、警察の政治的中立性を喪失させたことから、二大政党間の紛争を惹起したほか、理不尽な人事決定が警察内部での反政党気運を高めた。

五・一五事件後、警察精神作興運動が展開され、政党系警察幹部

の一掃・政党勢力の排除が行われた。しかし、警察精神作興運動は警察組織の腐敗や混乱の責任を政党に帰す一方で、警察組織内部の非公式な人事幹旋の根絶を行うことはできなかった。

注

- (1) 溝淵増巳『巡查の記録』(立花書房 一九五〇年) 一七三―一七四頁。
内務官僚であった松本学は福岡県知事赴任前に、大塚惟精警保局長(前福岡県知事)から管内警察署長の人柄、能否、党派的関係を聞いたこと、また民政党系の選挙活動に積極的に協力したことを認めている(内政史研究会『内政史研究資料第五六一―五八集 松本学氏談話速記録(下)』一九六七年、一六頁、四七―四八頁)。
- (2) 黒澤良『内務省の政治史―集権国家の変容』(藤原書店 二〇一三年) 一一頁、三三頁。
- (3) 前掲黒澤良一〇―一三頁、三四頁、五三頁。
- (4) 升味準之輔『日本政党史論 第五卷』(東京大学出版会 一九七九年) 二七八―二八一頁、伊藤隆『昭和初期政治史研究』(東京大学出版会 一九六九年) 七〇―八一頁。
- (5) 警視庁史編さん委員会(編)『警視庁史 大正編』(非売品 一九六〇年) 二三四―二三七頁。
- (6) 警視庁官制によれば、警察署長には広範な権限も認められていた。「警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察、衛生、徴発及召集ニ関スル事務(市ニ於ケル徴発及召集ニ関スル事務ヲ除ク)ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス」(『官報』一九二六年六月四日、九三頁)。
- (7) 東京市内の警察署四〇署のうち月島、谷中、四谷を除き、他は全て警視署長である。警視署長の丸ノ内署(署員二六〇名)は、警視庁管内最大の警察署でもあった。それに反し東京市外の郡部と島嶼部の警察署四二署のうち警視署長は一三人、警部署長は二九人である(『警視庁統計書 昭和

六年度』復刻版・クレス出版 一九九九年 四―七頁)。

- (8) 宮下弘、伊藤隆、中村智子(編著)『特高の回想―ある時代の証言―』(田畑書店 一九七八年) 二四九頁。
- (9) 福原孟『警部級の待遇改善に就て』『警察協会雑誌』(第三三三号) 一九二七年七月号によれば、警視昇格によって「漸く一人前の所得」である「千三四百円」となると指摘する。しかし、福原によれば家族の養育や仕事上の交際のため、警察署長になっても家計は赤字になったという。
- (10) 大霞会内務省史編集委員会(編)『内務省史 第二巻』(大霞会 一九七〇年) 六二―一頁。
- (11) 警視庁捜査第一課第二係長・田多羅摺志「強盗・殺人・放火(二)」『警察協会雑誌』(第四〇四号) 一九三四年三月号、七九頁によれば、一九三二年当時の警視庁捜査第一課の場合、各捜査班の責任者を主任警部と呼称する。同記事は警察講習所特科第八回刑事警察講習速記からの転載。
- (12) 戦前の警察では、警察署で署長以外の幹部を署僚と呼称する。これは署長である幹部と署長ではない幹部を区別するためであった(藤岡政一『警察譚叢 実務と法理』東亜書房 一九四一年 七九頁―八二頁)。警察署処務規程などが残されている愛媛県や長野県の事例を見ると、以下の通りである。
「明治二十三年県政事務引継書」によれば、「警察署ハ署長ノ外警部警部補ノ内一名ヲ置キ之ヲ署僚トス」(愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史 資料編 近代二 愛媛県 一九八四年 五七〇頁)。
「警察署処務規程制定県訓令」(一九三五年一月)第九条によれば、「署長事故アルトキハ、署僚タル警部又ハ警部補若ハ、巡查部長中上席者其ノ職務ヲ代理ス」(長野県編『長野県史 近代史料編 第四巻 軍事・警察・司法』長野県史刊行会 一九八八年 六一―六頁)。
以上を要約すれば、署僚警部とは警察署長の下に置かれ、署長の代理を務める次席ポストであるといえる。
- (13) 尾久警察署から本庁特高課に抜擢された宮下弘によれば、これを「やは

り抜擢人事」と述べ、選抜基準は「調書のとれる警察官」だったと回想する（前掲宮下弘ほか五六頁）。

- (14) 宮下弘は、自分も含めて本庁特高課係長（警部）の多くが警視昇任後、警視署長に転じたと指摘する（前掲宮下弘ほか二四八―二五〇頁）。これは特高に限らない警察全体の人事傾向であったようで、主に警視庁の刑事警察活動を取り扱った田多羅摺志、萩原秀夫『名刑事ノート 化粧の秘密』（大日本雄弁会講談社 一九五六年）三五頁も、本庁係長が署長に栄転する際には、警視昇格のうえ警視署長に配されることが慣例になっていたと指摘する。

- (15) 宮下弘は、本部係長が警部のまま警部署長に左遷された事例として本部特高係長が「意気が揚がらず、まもなく警部のまま三河島警察署長に転じた事例を挙げている（前掲宮下弘ほか六七頁）。また前掲田多羅摺志・萩原秀夫三五頁は、捜査一課係長を務めていた田多羅が警部のまま在原署長（警部）に転じたことを異例の人事であると指摘する。
- (16) 一九三二年一月二八日『東京朝日新聞』夕刊二頁。
- (17) 『自警』（第一二巻第二二七号）一九三〇年三月号、一二四頁。

- (18) 浅見哲作、冥賀新十郎の場合、警部補から警部に昇格すると同時に署僚警部となった（前掲『自警』一九三〇年三月号、一二四頁）。そして署僚警部経験後、両者は一九三二年一月に本庁捜査第一課、第二課の主任警部に抜擢される（『自警』第一四巻第一五〇号、一九三二年二月号、一二九頁）。

- (19) 前掲黒澤良五三頁。
- (20) 前掲黒澤良六一―六九頁。
- (21) 一九二七年六月七日『東京朝日新聞』朝刊七頁。
- (22) 一九二七年六月三日『東京朝日新聞』朝刊一頁。
- (23) 一九二七年六月三日『東京朝日新聞』朝刊一頁。
- (24) 『日本警察新聞』によれば、田中内閣で復職した松本末吉は宮田光雄警視總監の元部下であった（『日本警察新聞』第七六一号、一九二八年九月、

六頁）。つまり、松本は政友会系官僚に連なる警察署長であった。松本の経歴については『日本警察新聞』（第七一八号）一九二七年七月、六頁を参照。

- (25) 一九二九年七月二七日『東京朝日新聞』夕刊二頁。
- (26) 『日本警察新聞』（第七九三号）一九二九年八月、七頁。
- (27) 一九二九年七月二七日『東京朝日新聞』夕刊二頁、一九三〇年七月三日『東京朝日新聞』夕刊一頁。一九三一年九月一日『東京朝日新聞』夕刊二頁、一九三二年一月二八日『東京朝日新聞』号外一頁、『自警』（第一四巻第一五〇号）一九三二年二月号、一二八―一二九頁。
- (28) 『日本警察新聞』（第八八二号）一九三二年二月、一八頁。
- (29) 『自警』（第一一巻第一二四号）一九二九年二月号、一一七頁、『自警』（第二二巻第二二五号）一九三〇年一月号、一八〇頁、『自警』（第二七巻第二号）一九四五年一月号、二〇―二二頁。『日本警察新聞』（第六七二）一九二六年三月、九頁。以上によれば多賀谷は、伊沢多喜男の元部下であった。

多賀谷岩次郎

福島県出身、会津中学校卒業後、一八八五年埼玉県巡查、一八八六年岐阜県巡查を拜命。一八九〇年岐阜県巡查部長、一八九七年岐阜県警部（大井警察分署長）を経て、一九〇〇年警察監獄学校卒業、一九〇六年警視庁へ出向を命じられ、警視庁第一部刑事課庶務係長。一九一三年六月警視庁警視、麻布霞町警察署長、一九一四年麹町日比谷警察署長、一九一六年四谷警察署長、一九一八年牛込神楽坂警察署長、一九二一年日本橋久松警察署長、一九二二年神田錦町警察署長、一九二四年京橋築地警察署長。

一九二七年六月の木島人事で免官された際、『日本警察新聞』に掲載された人物評では「彼は不偏不党」であったが、伊沢と関係があったために「政友会内閣若くは反憲政会的内閣の下には何時も悲観説を伝へられしもの」であったという（『日本警察新聞』第七一六号、一九二七年六月、七頁）。

- (30) 『日本警察新聞』(第七三〇号) 一九二七年一月、五頁によれば「八塚利三郎君、今は京成電車の総監督におさまつて時機の到来を待つて居るが、社長本多氏の用心棒として東葛全都を民政党のために巡演に出掛けるそゝなが原稿を懐にして気焔当る可からず、さぞ腕の鳴ることせう」と皮肉られている。
- 田中内閣で免官された江口治も、浪人時代には「民間である製造会社の社長」を務めた(江口治「指紋と鑑識の揺籃期」警察庁刑事局鑑識課「警察指紋制度五〇周年記念 警察指紋制度のあゆみ」一九六一年、四三八頁)。
- (31) 『日本警察新聞』(第六八七号) 一九二六年九月、一〇頁。『自警』(第一二巻第一二九号) 一九三〇年五月号一四一頁。警視庁自警会「自警」(第一四巻一五〇号) 一九三二年二月号、一二八頁。
- (32) 一九二七年六月三日『東京朝日新聞』朝刊一頁。
- (33) 牛山栄治『西久保弘道の一生』(春風館 一九六九年) 一七二頁、二二一―二二五頁。
- (34) 前掲牛山栄治一六三頁。
- (35) 戦前期官僚制研究会(編) 秦郁彦(著) 『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会 一九八一年) 三五〇頁、二七四―二七五頁。
- (36) 一九二七年六月七日『東京朝日新聞』朝刊七頁、一九二九年七月二七日『東京朝日新聞』夕刊二頁。前掲江口治四三八頁。
- (37) 前掲牛山栄治三二二―三三八頁。一九二九年八月三日付伊沢多喜男宛西久保弘道書簡では「老生は毎朝五時半より七時まで道場を監督致す位が関の山にて」と政治的影響力のない自分を嘆いている(伊沢多喜男文書研究会『伊沢多喜男関係文書』芙蓉書房出版 二〇〇〇年 三六六―三六七頁)。
- (38) 黒澤良によれば、若槻礼次郎内相(第一次、第二次加藤高明内閣、浜口雄幸内相(第一次若槻礼次郎内閣))は共に内務行政の知識も経験も乏しかったため、内務省人事は内務省幹部、そして憲政会系内務官僚の重鎮である伊沢多喜男のチェックを経て決定されたという(前掲黒澤良六〇―六一頁)。また伊沢多喜男と西久保弘道の関係性については前掲牛山栄治一〇六頁、一三九―一四一頁。
- (39) 前掲『伊沢多喜男関係文書』三六六頁。伊沢多喜男宛西久保弘道書簡。「伊沢多喜男関係文書」によれば書簡の日付は一九二九年七月二一日と推定される。
- (40) 『日本警察新聞』(第七〇二号) 一九二七年二月、一四頁、一九二七年六月七日『東京朝日新聞』朝刊七頁。
- (41) 前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』二二〇頁。
- (42) 『日本警察新聞』(第七一六号) 一九二七年六月、七頁。
- (43) 「七日会員名簿」(一九二八年一〇月) 伊沢多喜男関係文書(国立国会図書館憲政資料室所蔵、五八四―一)。七代会や会員の人物情報については前掲伊藤隆七〇―七五頁、表四「七代会メンバー」を参照した。
- (44) 前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』三二八頁、丸山鶴吉「七十年とところどころ」(非売品 一九五五年) 一四五―一四六頁。前掲「七日会員名簿」、前掲伊藤隆七八―七九頁、一九二九年七月四日『東京朝日新聞』朝刊二頁。
- (45) 前掲伊藤隆八〇頁。
- (46) 前掲『自警』一九三〇年五月号一四一頁。
- (47) 『日本警察新聞』(第八七九号) 一九三二年一月、五頁。
- (48) 大阪府警察官であった河野庄二郎は、政党内閣期の党派人事や腐敗、警察を活用した選挙工作を批判する(河野庄二郎「サーベルにかけた生命 元警察署長の手記」非売品 一九七〇年 一三五―一三八頁、一四一―一四三頁、一九〇―一九一頁)。警視庁特高警察官であった宮下弘も、田中内閣期の警視庁上層部の政党化や腐敗を厳しく批判している(前掲宮下弘ほか五三頁)。
- (49) 前掲升味準之輔三六三頁。一九二七年一月二三日『東京朝日新聞』朝刊二頁によれば、民政党系市議である小俣政一(西久保市長罷免反対派)は警視庁当局による政治的圧力があつたことを市会で主張している。また村田五郎(当時、東京府地方課勤務)も、西久保市長罷免事件の背景に警

- 察の政治工作や、民政党市会議員に対する圧力があつたと指摘する（前掲『内政史研究資料第二二二—二二八集 村田五郎氏談話速記録』一二二—一二九頁、一三四—一三五頁）。
- (50) 警視庁史編さん委員会『警視庁史 昭和前編』（非売品 一九六二年）五六〇—五七五頁。
- (51) 「昭和三年東京府通常府会議事速記録 第二号」『昭和三年 東京府通常府会議事速記録』（東京都公文書館所蔵 電磁的記録媒体番号府刊A一〇六号）五五—五七頁、二八六—二八七コマ。また、一九二八年六月二日『東京朝日新聞』夕刊一頁によれば、石和田八郎は神田区選出の民政党府議である。
- (52) 一九二八年六月二日『東京朝日新聞』朝刊二頁によれば、永谷武右衛門は豊多摩郡選出の民政党府議である。
- (53) 「昭和三年東京府通常府会議事速記録 第五号」前掲『昭和三年 東京府通常府会議事速記録』二二六頁、コマ三七二コマ。
- (54) 前掲『昭和三年東京府通常府会議事速記録 第五号』二二八頁、三七三コマ。
- (55) 品川については前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』三五二頁を参照。
- (56) 前掲『昭和三年東京府通常府会議事速記録 第五号』二四一—二四二頁、コマ三七九—三八〇。
- (57) 同上二四二頁、コマ三八〇。
- (58) 「昭和三年東京府通常府会議事速記録 第十号」前掲『昭和三年 東京府通常府会議事速記録』五三四頁、五二六コマ。
- (59) 前掲『昭和三年東京府通常府会議事速記録 第十号』五三五—五三六頁、五二六—五二七コマ。
- (60) 一九二八年一月二四日『東京朝日新聞』朝刊二頁。
- (61) 衆議院・参議院（編集）『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』（大蔵省印刷局 一九九〇年）七〇二頁。
- (62) 同上三七一頁。
- (63) 「第五十六回帝国議会 衆議院議事速記録第十八号」『官報』一九二九年二月一七号外、三四六頁。
- (64) 同上三四七頁。
- (65) 大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』（筑摩書房 二〇〇〇年）二三〇—二三五頁。警察精神作興運動を主導した「新官僚」らが、国家主義運動と共に鳴っていた点については、渡辺治「天皇制警察の理念——ファシズム期における警察観念に焦点をあてて」『法学セミナー増刊 現代の警察』（日本評論社 一九八〇年）、林博史「日本ファシズム形成期の警保局官僚」『歴史学研究』（第五四一号）一九八五年五月号も指摘している。
- (66) 三輪泰史「日本ファシズム形成期における新官僚と警察」『日本史研究』第二五二号 一九八三年八月号。
- (67) 前掲三輪泰史論文。
- (68) 『松本学日記』一九三五年四月九日条、松本学（著）伊藤隆・広瀬順晴（編）『近代日本史料選書二一 松本学日記』（山川出版社 一九九五年）一〇〇頁。